

遺族（補償）一時金等の額の算定に用いる換算率

1 趣旨

- 遺族（補償）年金の受給権者の受給権が消滅した場合に、他に当該遺族（補償）年金を受けることができる遺族がなく、かつ、既に支給された遺族（補償）年金及び遺族（補償）年金前払一時金の額の合計額が、当該受給権消滅時点で、労働者死亡時に既に受給権者がいない場合に支給される一時金の額（給付基礎日額の1,000日分）に満たない場合は、その差額に相当する額の遺族（補償）一時金が支給されます。

- また、障害（補償）年金を受けている者が死亡した場合に、既に支給された障害（補償）年金及び障害（補償）年金前払一時金の額の合計額が、障害等級に応じて定められている一定額に満たない場合は、その差額に相当する額の障害（補償）年金差額一時金が支給されます。

- これらの場合において、遺族（補償）年金受給権消滅時及び障害（補償）年金受給者の死亡時に支給されるものとした一時金の額については年金スライド率を用いて現在価値に評価替えされたスライド後の額を使用するため、この値から減じる支給済の年金及び前払一時金の合計額についても、現在価値に評価し直す必要があります。

2 内容

平成29年8月1日から平成30年7月31日までの間に支給される遺族（補償）一時金又は障害（補償）年金差額一時金について、支給済の年金及び前払一時金の合計額を現在価値に評価し直すために支給済の年金及び前払一時金に乗すべき率（換算率）は、別紙のとおりです。

換算率

支給済の年金の支給対象月又は支給済前払一時金の 支給すべき事由が生じた月の属する期間 (支給された年金等の額がスライド改定されたもの でない場合は、算定事由発生日の属する期間)					支給された保険給付に 乗すべき率(単位%)
昭和	50	年4月1日	～	51 年3月31日	222.9
	51	年4月1日	～	52 年3月31日	200.4
	52	年4月1日	～	53 年3月31日	183.1
	53	年4月1日	～	54 年3月31日	173.4
	54	年4月1日	～	55 年3月31日	163.2
	55	年4月1日	～	56 年3月31日	154.6
	56	年4月1日	～	57 年3月31日	147.5
	57	年4月1日	～	58 年3月31日	140.5
	58	年4月1日	～	59 年3月31日	136.9
	59	年4月1日	～	60 年3月31日	132.5
	60	年4月1日	～	61 年3月31日	128.2
	61	年4月1日	～	62 年3月31日	125.2
	62	年4月1日	～	63 年3月31日	122.3
	63	年4月1日	～	元 年3月31日	118.1
平成	元	年4月1日	～	2 年3月31日	114.8
	2	年4月1日	～	2 年7月31日	111.5
	2	年8月1日	～	3 年7月31日	114.8
	3	年8月1日	～	4 年7月31日	111.5
	4	年8月1日	～	5 年7月31日	107.2
	5	年8月1日	～	6 年7月31日	105.1
	6	年8月1日	～	7 年7月31日	103.6
	7	年8月1日	～	8 年7月31日	101.4
	8	年8月1日	～	9 年7月31日	99.9
	9	年8月1日	～	10 年7月31日	98.5
	10	年8月1日	～	11 年7月31日	97.6
	11	年8月1日	～	12 年7月31日	98.0
	12	年8月1日	～	13 年7月31日	97.6
	13	年8月1日	～	14 年7月31日	97.1
	14	年8月1日	～	15 年7月31日	97.9
	15	年8月1日	～	16 年7月31日	98.8
	16	年8月1日	～	17 年7月31日	98.8
	17	年8月1日	～	18 年7月31日	99.1
	18	年8月1日	～	19 年7月31日	98.7
	19	年8月1日	～	20 年7月31日	98.9
	20	年8月1日	～	21 年7月31日	98.8
	21	年8月1日	～	22 年7月31日	99.1
	22	年8月1日	～	23 年7月31日	100.5
	23	年8月1日	～	24 年7月31日	100.2
	24	年8月1日	～	25 年7月31日	100.3
	25	年8月1日	～	26 年7月31日	100.6
	26	年8月1日	～	27 年7月31日	100.9
	27	年8月1日	～	28 年7月31日	100.5
	28	年8月1日	～	29 年7月31日	100.1